

指定管理施設における給食費の設定誤り等について

上九沢身体障害者デイサービスセンター（指定管理者：社会福祉法人県央福祉会）及び障害者支援センター松が丘園（指定管理者：社会福祉法人相模原市社会福祉事業団）において、条例の規定を超える額を給食費として誤って設定し、徴収する事案がありましたので、次のとおりお知らせします。

本件につきまして、利用者、家族など関係者の皆様にご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

1 概要

上九沢身体障害者デイサービスセンター及び障害者支援センター松が丘園において、条例上、食事の提供に要する費用に相当する額として1食につき650円とすることを規定しているところ、その額を超える額を給食費として誤って設定し、一部の利用者から徴収していたことが判明したものです。

2 影響額と件数

(1) 上九沢身体障害者デイサービスセンター

人件費等の高騰を理由に、1食につき650円を超える額を給食費として設定し、徴収していたもの

対象人数	1名
本来徴収すべき金額	650円
誤って徴収した金額	750円（1食あたり100円の誤り）
誤って給食費を徴収した期間	令和2年8月から現在まで
返金概算額	約30,000円

(2) 障害者支援センター松が丘園

食材料費の高騰を理由に、1食につき650円を超える額を給食費として設定し、徴収していたもの

対象人数	44名
本来徴収すべき金額	650円
誤って徴収した金額	670円（1食あたり20円の誤り）
誤って給食費を徴収した期間	令和6年4月から現在まで
返金概算額	約36,000円

※1か月当たり約600食、1人当たり最大約1,200円

3 原因

各指定管理者において、食事の提供に要する費用に相当する額が条例上に規定されていることの認識が甘く、給食費を変更する場合の手続きも正しく把握していなかったこと、また市においても指定管理期間の更新時に給食費に係る単価等の細かな確認不足があったことによるものです。

4 今後の対応と再発防止

該当する利用者とその家族の皆様へ誤って徴収した経緯を説明し、深くお詫びするとともに、今後、各指定管理者から誤って徴収した給食費をお返しします。

また、近年の人件費や物価の高騰など社会情勢の変化を考慮した給食費を検証するとともに、指定管理期間の更新時等において利用料金に係る手続き等の確認を各指定管理者とともに徹底するほか、毎年度の事業計画等においても利用料金を確認し、今後、利用者とその家族、関係者などの皆様が安心して利用いただけるよう努めてまいります。

問合せ先

高齢・障害者福祉課

電話 042-707-7055

対応責任者氏名 沼田